



鳥取県公報

平成 26 年 9 月 16 日 (火)
第 8 6 3 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (670) (医療指導課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (671) (経済産業総室) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (672) (農地・水保全課) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (18) 3
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 4

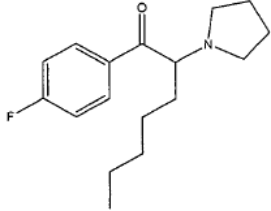
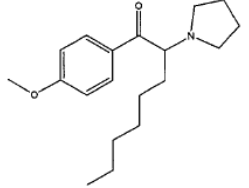
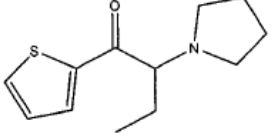
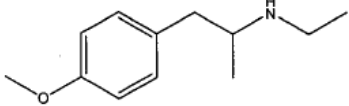
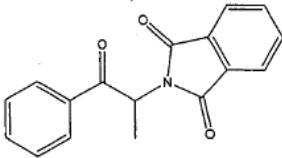
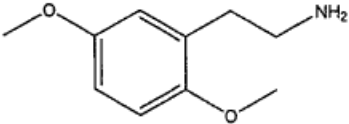
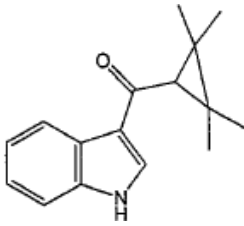
告 示

鳥取県告示第670号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	構造式
4F- α -PHPP	1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類	
4MeO- α -POP	1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類	
α -PBT	2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	
PMEA	N-エチル-1-(4-メトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	
α -Phthalimidopropionone	2-(1-オキソ-1-フェニルプロパン-2-イル)イソインドリン-1,3-ジオン及びその塩類	
2C-H	2-(2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	
DP-UR-144	(1H-インドール-3-イル)(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロピル)メタノン及びその塩類	

鳥取県告示第671号

平成26年鳥取県告示第451号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）テックランドNew米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

- (1) 店舗新築工事で発生する騒音、振動について近隣住民へ配慮すること。
- (2) 店舗出入口が小学生の通学路となっており交通事故が懸念される。
- (3) 近隣住宅が店舗の陰となり日当たりが悪くなることが懸念される。
- (4) 駐車場等で夜遅くまで騒がれることなどが懸念される。
- (5) 国道9号の交通渋滞の悪化、地域内の市道への来店車両の流入などの地域内交通への影響が懸念される。
- (6) 夜間における照明や営業による音の影響が懸念されるため、閉店時刻を早めること。

2 縦覧に供する期間

平成26年9月16日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、南部町土地改良区の定款の変更を平成26年9月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第18号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成26年9月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,550
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,750
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,249
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,196
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,212
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,511
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,697
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,446
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,355
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,083
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,128
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,539

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成26年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成26年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成26年11月14日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成26年9月19日（金）から同年10月17日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成26年10月17日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し52円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3857）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）